## 令和元年度 第7回宮古島市教育委員会(定例会)議事日程

令和元年10月17日(木) 午後2時 開議 城辺庁舎2階 インキュベート室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について(令和元度第6回定例会)
- 日程第3 報 告 教育長報告
- 日程第4 議案第18号 宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部 改正について(継続審議)
- 日程第5 議案第19号 宮古島市文化ホール条例の一部改正について(継続審議)
- 日程第6 議案第20号 宮古島市立学校施設使用料徴収条例の一部改正について (継続審議)
- 日程第7 議案第22号 宮古島市公民館設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第23号 伊良部島小中一貫校グラウンド整備工事請負契約について
- 日程第9 そ の 他 来間小学校、下地小学校の休校・統合について

### 議案第18号

宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和元年8月19日

宮古島市教育委員会 教育長 宮國 博

#### 提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)の施行及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)施行に伴い、宮古島市体育施設の使用料を改め、また条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出します。

宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例(平成25年宮古島市条例第 35号)の一部を次のように改正する。

第6条第5号を削る。

別表第1宮古島市佐良浜スポーツセンターの項を削る。

別表第2を次のように改める。

## 別表第2 (第5条関係)

名称	開場時間
宮古島市陸上競技場	(1) 午前8時30分から午後9時30分まで
宮古島市総合体育館	
宮古島市民球場	
宮古島市平良多目的屋内運動場	
宮古島市多目的前福運動場	
宮古島市城辺陸上競技場	
宮古島市城辺トレーニングセン	
ター	
宮古島市下地陸上競技場	
宮古島市下地体育館	
宮古島市上野陸上競技場	
宮古島市上野体育館	
宮古島市伊良部勤労者体育セン	
ター	

## 別表第3の1の(1)表を次のように改める。

利用目的	入場料徴収	利用者	利用時間			
	の有無		9 時~13時	13時~	9 時~	17時~
				17時	17時	21時30分
陸上競技	入場料を徴	競技団体	円	円	円	円

場及びそ	収する場合	(宮古島	6, 050	6,050	12, 100	6, 050
の他のア		市スポー				
マチュア		ツ協会並				
スポーツ		びに同協				
並びに体		会に加盟				
育レクリ		する団体				
エーショ		及びその				
ンの普及		下部組織				
振興のた		をいう。				
めの催物		以下同				
に専用す		じ。) 及				
る。		び学校				
		(大学を				
		含む。以				
		下同じ。)				
		上記以外	12, 100	12, 100	24, 200	12, 100
		のもの				
	入場料を徴	競技団体	2,750	2, 750	5, 500	2, 750
	収しない場	及び学校				
	合	上記以外	5, 500	5, 500	11,000	5, 500
		のもの				
上記の利	入場料徴収の	の有無、利	用者及び利力	用時間の区グ	分に応じる	れぞれ上記
用目的で	の場合の半額	預				
利用する						
場合の練						
習のため						
に団体で						
専用す						
る。						

衛生施設	興行	1時間につき	2,750円
	大会		440円

別表第3の1の(2)の表を次のように改める。

利用者	利用時間				
	9 時~13時	13時~17時	17時~21時30分		
高校生以下	55円	55円	55円		
学生•一般	110円	110円	110円		

別表第3の1の(3)の表を次のように改める。

	区分		
会議室	1室1時間につき	550円	
冷房設備		33円	
放送設備	1日1回につき	550円	
シャワー	1回につき	110円	
屋外照明	6 灯まで (日没~)	無料	
	全灯1時間につき	1,650円	

別表第3の1の(5)の表を次のように改める。

	区分	使用料
中・高校生	1人2時間につき	110円
学生・一般		220円

別表第3の2の(1)の表を次のように改める。

施設	É	利用区分	利用時間					
			9 時~	13時~	17時~	9 時~	13時~	9 時~
			13時	17時	21時30	17時	21時30	21時30
					分		分	分
一階	アマラ	チュアスポー	円	円	円	円	円	円
運動	ツ等に	こ利用する場	4, 400	5, 500	6,600	9, 900	12, 100	16, 500
室	合							
	入場	文化的催物	13, 200	14, 300	17,600	27, 500	31, 900	45, 100
	料を	及びプロス						

	徴収	ポーツ的な						
	しな	催物の場合						
	い場							
	合							
	入場	文化的催物	入場料を	徴収しな	い場合の	当該使用	料のほか	、最高入
	料を	の場合	場料(税込)の50人分を加算する。					
	徴収	プロスポー	入場料を	徴収しな	い場合の	当該使用	料のほか	、最高入
	する	ツ的な催物	場料(税	込) の10	0人分を力	加算する。		
	場合	の場合						
小運	アマラ	チュアスポー	385	605	715	990	1, 320	1, 705
動室	ツ等に	こ利用する場						
	合							
	上記』	以外の場合	1, 155	1,705	2, 310	2,860	4, 015	5, 170

別表第3の2の(2)の表を次のように改める。

学生	2 時間	55円	回数券	(11回)	550円
一般	2 時間	110円	回数券	(11回)	1,100円

別表第3の2の4)の表を次のように改める。

場内放送施設	1回につき 1,210円
会議室	1 時間につき 1,210円
照明施設	1 灯につき 38円
衛生費	4 時間未満 1,760円 4 時間以上 3,520円

別表第3の3の表を次のように改める。

	宮古島市民球場使用料					
区分	小・中・高校生	一般・団体・大	職業チーム	その他		
		学生				
練習の	1時間につき	1時間につき	基本料金9時~	基本料金9時~13		
場合	220円	550円	13時 5,500円	時 5,500円		
			13時~17時	13時~17時		
			5,500円	5,500円		

							17時~21時30分	17時~21時30分
								5,500円
								超過料金1時間に
							につき 1,100	つき 1,100円
							円	
大会	入	1 🖥	試合につき	<u> </u>	1 🖥	試合につき	基本料金9時~	基本料金9時~13
の場	場	550	)円		1, 1	.00円	13時 5,500円	時 5,500円
合	料	1 言	試合増する	ごと	1 🖥	試合増すごと	13時~17時	13時~17時
	を	に3	330円を加	算	に5	550円を加算	5,500円	5,500円
	徴	する	5.		する	<b>5</b> .	17時~21時30分	17時~21時30分
	収						5,500円	5,500円
	し						超過料金1時間	超過料金1時間に
	な						につき 1,100	つき 1,100円
	い						円	
	場							
	合							
	入	基	9 時~13	時	基	9 時~13時	最高入場料(税	最高入場料(税込)
	場	本	1,650円		本	1,650円	込)に100を乗じ	に100を乗じて得
	料	料	13時~17	時	料	13時~17時	て得た額に上欄	た額に上欄の使用
	を	金	1,650円		金	1,650円	の使用料を加算	料を加算する。
	徴		17時~21	時30		17時~21時30	する。	
	収		分 1,65	0円		分 1,650円		
	す	1 🖥	試合につき	<u> </u>	1 🖥	試合につき		
	る	880	円第2試	合	1,3	320円第2試		
	場	から	う1試合地	曽す	合力	から1試合増		
	合	<u>_</u> _ (	とに440円	を	すこ	ごとに660円		
		加拿	算する。		を力	加算する。		
照明	施討	设使	用料(1	時間	当 /	とりの使用料)		
小•	中•	高	校生			2,200円	1時間未満でも1	1時間とみなす。

一般・団体・大学生		2,750円				
職業チーム		3,850円				
その他		4,400円				
附属施設使	用料					
シャワー室		1人1回につき 110円				
会議室		1 時間につき 1,100円※クーラー使用は1時間につき				
		550円加算				
場内放送装	置一式	1回につき 1,100円				
スコアボー	ド1式	1 試合につき 220円				
衛生費 大会		1 時間につき (1 時間未満でも1 時間とする。) 550				
		П				
	その他	〃 550円				

別表第3の4の表を次のように改める。

	区分		全面1時間当たり	使用料 (円/時間)
			アリーナ	照明
利用者がア	入場料を徴	小・中・高	1,870円	3,300円
マチュア体	収しない場	生		
育・スポーツ	合	大学・一般	3,740円	
及びレクリ	入場料を徴	小・中・高	3,740円	6,600円
ェーション	収する場合	生		
に利用する		大学・一般	7,480円	
場合				
利用者が職	入場料を徴		14,960円	13, 200円
業チームの	収しない場			
場合	合			
	入場料を徴		上記使用料のほ	13, 200円
	収する場合		か、最高入場料(税	
			込) の100人分を加	
			算する。	

興	行・その他	入場料を徴		11,220円	9,900円
		収しない場			
		合			
		入場料を徴		上記使用料のほ	9,900円
		収する場合		か、最高入場料(税	
				込) の100人分を加	
				算する。	
衛	練習		1時間につき	<u> </u>	330円
生	大会		1時間につき	<u> </u>	660円
施	興行		1時間につき	<u> </u>	3,300円
設					

# 別表第3の5の(1)の表を次のように改める。

利用目的	利用者		利用時間		
		9 時~13時	13時~17時	17時~21時	1時間につ
				30分	き
アマチュアスポ	小中高校生	660円	660円	1,100円	1,100円
ーツ並びに体育	大学生・一	1,650円	1,650円	2,200円	1,100円
レクレーション	般				
の普及振興のた					
め					
上記以外のもの		11,000円	11,000円	22,000円	2,200円

# 別表第3の5の(2)の表を次のように改める。

利用目的	利用者	利用時間			
		9 時~13時	13時~17時	17時」	以降
アマチュアスポ	小中高校生	550円	550円	1時間	220円
ーツ並びに体育	大学生・一般	1,100円	1,100円	1時間	440円
レクレーション					
の普及振興のた					
め					

上記以外のもの	5,500円	5,500円	1時間	2, 200
			円	

別表第3の5の(3)中「200円」を「220円」に改める。

別表第3の6の表を次のように改める。

区分	利用時間	使用料
団体等の専用利用の場合	9 時~13時	4,400円
	13時~19時	6,600円
	9 時~19時	11,000円
専用使用以外の個人利用	9時~日没	無料
の場合		
夜間照明施設の利用の場	日没~21時	
合	1時間につき	
	半分(36灯)使用の場合	550円
	全部(72灯)使用の場合	1,100円

別表第3の7の(1)の表を次のように改める。

施設	禾	利用区分		利用時間						
			9 時~	13時~	17時~	9 時~	13時~	9 時~		
			13時	17時	21時30	17時	21時30	21時30		
					分		分	分		
一階	アマラ	チュアスポ	円	円	円	円	円	円		
運動	ーツ	等に利用す	2, 200	2, 200	3, 300	4, 400	5, 500	7, 700		
室	る場合	合								
	入場	文化的催物	6,600	6, 600	8,800	13, 200	15, 400	22,000		
	料を	及びプロス								
	徴収	ポーツ的な								
	しな	催物の場合								
	い場									
	合									
	入場	文化的催物	入場料を	徴収しな	い場合の	当該使用	料のほか	、最高入		

料を	の場合	場料(税込)の50人分を加算する。	
徴収	プロスポー	入場料を徴収しない場合の当該使用料のほか、最高入	٠
する	ツ的な催物	場料(税込)の100人分を加算する。	
場合	の場合		

別表第3の7の(2)の表を次のように改める。

学生	2時間以內	55円
一般	2時間以內	110円

別表第3の8の表を次のように改める。

区分	時間	使用料
団体等の専用利用の場合	9 時~13時	4,400円
	13時~19時	6,600円
	9 時~19時	11,000円
専用利用以外の個人利用の場合		無料
夜間照明施設の利用の場合	日没から21時30分	330円
	まで	
	30分につき	

別表第3の8備考中「1,050円」を「1,100円」に改める。

別表第3の9の(1)の表を次のように改める。

施設	利	用区分	利用時間					
			9 時~	13時~	17時~	9 時~	13時~	9 時~
			13時	17時	21時30	17時	21時30	21時30
					分		分	分
一階運	アマチ	ュアスポー	円	円	円	円	円	円
動室	ツ等に	利用する場	3, 300	3, 300	3, 300	6,600	6,600	9, 900
	合							
	入場料	文化的催物	7,700	7,700	7,700	15, 400	15, 400	23, 100
	を徴収	及びプロス						
	しない	ポーツ的な						
	場合	催物の場合						

入場料	文化的催物	入場料を徴収しない場合の当該使用料のほか、最
を徴収	の場合	高入場料(税込)の50人分を加算する。
する場	プロスポー	入場料を徴収しない場合の当該使用料のほか、最
合	ツ的な催物	高入場料(税込)の100人分を加算する。
	の場合	

別表第3の9の(2)の表を次のように改める。

学生	2時間以内	55円
一般	2時間以内	110円

別表第3の10の表を次のように改める。

区分	時間	使用料
団体等の専用利用の場合	9 時~13時	4,400円
	13時~19時	6,600円
	9 時~19時	11,000円
専用利用以外の個人利用の場		無料
合		

別表第3の10備考中「1,050円」を「1,100円」に改める。

別表第3の11の(1)の表を次のように改める。

施設	利	利用区分		利用時間							
			9 時~	13時~	17時~	9 時~	13時~	9 時~			
			13時	17時	21時30	17時	21時30	21時30			
					分		分	分			
一階	アマラ	チュアスポ	円	円	円	円	円	円			
運動	ーツ	等に利用す	4, 400	4, 400	5, 500	8,800	9, 900	14, 300			
室	る場合	合									
	入場	文化的催物	8,800	8,800	9, 900	17, 600	18, 700	27, 500			
	料を	及びプロス									
	徴収	ポーツ的な									
	しな	催物の場合									
	い場										

合							
入場	文化的催物	入場料を	徴収した	ない場合の	当該使用	料のほか	、最高入
料を	の場合	場料(税	色込)の5	0人分を加	算する。		
徴収	プロスポー	入場料を	徴収した	ない場合の	当該使用	料のほか	、最高入
する	ツ的な催物	場料(税	过込)の1	00人分を力	加算する。	)	
場合	の場合						

別表第3の11の(2)表を次のように改める。

学生	2時間以内	55円
一般	2時間以內	110円

別表第3の「12 佐良浜スポーツセンター使用料」の表を削る。

別表第3の13の表を次のように改める。

## 12 伊良部勤労者体育センター使用料

区分	9 時~12時	12時~17時	17時~21時	全日	超過料(1
			30分		時間当た
					り)
一般	1,100円	1,650円	1,650円	3,850円	440円
高校生以下	550円	880円	880円	1,980円	220円
入場料を徴収す	5,500円	8,800円	8,800円	19,800円	2,200円
る場合					
放送装置を使用	330円を追	550円を追	330円を追	1,210円を	
する場合	加徴収す	加徴収す	加徴収す	追加徴収す	
	る。	る。	る。	る。	

附則

#### 議案第19号

宮古島市文化ホール条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和元年8月19日

宮古島市教育委員会 教育長 宮國 博

#### 提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)の施行及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)の施行に伴い、宮古島市文化ホールの使用料及び冷房使用料を改めるには、条例を改正する必要があるので、本案を提出します。

宮古島市文化ホール条例の一部を改正する条例

宮古島市文化ホール条例(平成17年宮古島市条例第200号)の一部を次のように改正する。

別表の(1)の表を次のように改める。

	-	· / (C U)	- 0				
	時間	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
入場料区分		9 時~	13 時~	18 時~	9 時~	13 時~	9 時~
		12 時	17 時	22 時	17 時	22 時	22 時
無料		円	円	円	円	円	円
	平日	9, 350	19,800	23,650	27, 500	40,700	47, 300
	土日・祝	11, 550	24, 750	29, 700	34,650	51, 150	59, 400
	祭日						
500 円未満	平日	11, 550	24, 750	29, 700	34,650	51, 150	59, 400
	土日・祝	14, 300	30, 800	36, 850	42,900	63,800	74, 250
	祭日						
500 円以上	平日	14, 300	30, 800	36, 850	42,900	63,800	74, 250
1,000 円未	土日・祝	17,600	38, 500	46, 200	53, 900	79, 750	92, 400
満	祭日						
1,000 円以	平日	22,000	46, 200	56, 100	64, 900	95, 700	111, 100
上 1,500 円	土日・祝	26, 400	58, 300	69, 300	81, 400	119, 900	138, 600
未満	祭日						
1,500 円以	平日	26, 400	58, 300	69, 300	81, 400	119, 900	138, 600
上 2,000 円	土日・祝	33,000	72,600	86, 900	101, 200	149, 600	173, 800
未満	祭日						
2,000 円以	平日	33,000	72,600	86, 900	101, 200	149, 600	173, 800
上 3,000 円	土日・祝	41,800	90, 200	108, 900	126, 500	187, 000	216, 700
未満	祭日						

3,000 円以	平日	41,800	90, 200	108, 900	126, 500	187, 000	216, 700
上 4,000 円	土日・祝	51, 700	111, 100	135, 300	158, 400	234, 300	271, 700
未満	祭日						
4,000 円以	平日	51, 700	111, 100	135, 300	158, 400	234, 300	271, 700
上	土日・祝	64, 900	138, 050	166, 100	198,000	292, 600	338, 800
	祭日						

別表備考中「5,250円」を「5,500円」に改める。

附則

#### 議案第20号

宮古島市立学校施設使用料徴収条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和元年8月19日

宮古島市教育委員会 教育長 宮國 博

#### 提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)の施行及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)の施行に伴い、学校施設使用料を改めるには、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出します。

宮古島市立学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例

宮古島市立学校施設使用料徴収条例(平成17年宮古島市条例第192号)の一部を次のように改正する。

別表の(1)の表中「2,100」を「2,200」に、「4,200」を「4,400」に、「8,400」を「8,800」に改める。

別表備考中「315円」を「330円」に、「31円」を「33円」に改める。

別表の(2)の表中「1,050」を「1,100」に、「2,100」を「2,200」に、「4,200」を「4,400」に改める。

### 附則

#### 議案第22号

宮古島市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和元年 10 月 17 日

宮古島市教育委員会 教育長 宮國 博

#### 提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)の施行及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)の施行に伴い、公民館使用料等の変更を行うには、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

宮古島市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

宮古島市公民館設置及び管理に関する条例 (平成 17 年宮古島市条例 198 号) の 一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

# 1 中央公民館

利用時間	午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日	冷房費
	9 時~	13 時~	9 時~	17 時~	13 時~	9 時~	1時間に
室名	12 時	17 時	17 時	22 時	22 時	22 時	つき
多目的ホール	7, 920	10, 560	21, 120	13, 200	23, 760	34, 320	2, 200
スタジオ1	1, 980	2,640	5, 280	3, 300	5, 940	8, 580	1,540
スタジオ2	660	880	1, 760	1, 100	1, 980	2,860	1, 100
スタジオ3	660	880	1, 760	1, 100	1, 980	2,860	1, 100
研修室1	660	880	1, 760	1, 100	1, 980	2,860	1, 100
研修室 2	660	880	1,760	1, 100	1, 980	2,860	1, 100
研修室3	660	880	1, 760	1, 100	1, 980	2,860	1, 100
和室	1, 980	2,640	5, 280	3, 300	5, 940	8, 580	1,540
調理室	3, 300	4, 400	8,800	5, 500	9, 900	14, 300	1, 540
ギャラリー	1, 980	2,640	5, 280	3, 300	5, 940	8, 580	1, 540

## 2 下地公民館

利用時間	午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日	冷房費
	9 時~	13 時~	9 時~	17 時~	13 時~	9 時~	1時間に
室名	12 時	17 時	17 時	22 時	22 時	22 時	つき
大講堂	2, 640	3, 190	5, 280	6, 490	7, 700	9, 900	1,760
小講堂	550	550	1, 100	1, 100	1,540	2,090	1, 100
視聴覚室	1, 100	1, 100	2, 200	2, 200	3, 080	4, 180	1, 100
調理室	1, 100	1, 100	2, 200	2, 200	3, 080	4, 180	1, 100
和室	550	550	1, 100	1, 100	1, 540	2,090	1, 100

#### 3 伊良部公民館

利用時間	午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日	冷房費
	9 時~	13 時~	9 時~	17 時~	13 時~	9 時~	1時間に
室名	12 時	17 時	17 時	22 時	22 時	22 時	つき
ホール	7, 700	8,800	15, 400	15, 400	20, 900	28,600	2, 200
和室	660	880	1, 540	1, 540	1,760	2, 420	1, 100
実習室	1, 100	1, 540	2, 200	2, 200	2,640	3, 740	1, 100
会議室	660	880	1, 540	1, 540	1,760	2, 420	1, 100
高齢者・子供交流	660	880	1, 540	1, 540	1, 760	2, 420	1, 100
室							
視聴覚室	1, 100	1,540	2, 200	2, 200	2,640	3, 740	1, 100
控え室	660	880	1, 540	1,540	1, 760	2, 420	1, 100

#### 4 久松地区公民館、西原地区公民館、下崎地区公民館

利用時	f間 午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日	冷房費
	9 時~	13 時~	9時~	17 時~	13 時~	9 時~	1時間に
室名	12 時	17 時	17 時	22 時	22 時	22 時	つき
大ホール	4, 950	5, 995	10, 945	12, 100	19,800	24, 200	1,760
料理講習室	1, 100	1, 100	2, 200	2, 200	3, 300	4, 400	1, 100
講座研修室	550	550	1, 100	1, 100	1,650	2, 200	1, 100

#### 備考

- 1 入場料を徴収する場合は、使用料の2倍に相当する額を徴収する。
- 2 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。
- 3 ピアノの使用料は1時間につき550円とする。
- 4 中央公民館研修室は間仕切りがあり、2室以上使用する場合は、各室の料金を加算して徴収する。
- 5 中央公民館研修室の冷房費は2室使用1,650円、全室使用1,925円とする。
- 6 休憩時間(昼食・夕食等)で使用しない場合でも室料・冷房費は徴収する。

#### 附則

#### 議案第23号

伊良部島小中一貫校グラウンド整備工事請負契約について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和元年10月17日提出

宮古島市教育委員会 教育長 宮國 博

#### 提案理由

伊良部島小中一貫校グラウンド整備工事の請負契約については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。